

地域福祉委員会

議案第12号 鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について

放課後子ども総合プラン運営委員会の担当事務を子ども・子育て会議へ

(概要) 附属機関の組織の見直しに伴い、放課後子ども総合プラン運営委員会を廃止し、その担当事務を子ども・子育て会議が担うこととするため、規定を改めようとするもの。

質疑 子ども・子育て会議の委員は何名か。また、どのような方が委員に就いているのか。

答弁 子ども・子育て会議の委員は18名。廃止前の放課後子ども総合プラン運営委員会の委員は6名で、両方の委員を兼任している方もいた。これまでの子ども・子育て会議の委員には放課後子ども教室の関係者がいなかったため、今後は、そういった方にも入っていただき、新たな体制で議論していきたい。



産業建設委員会

議案第14号 鈴鹿市手数料条例の一部改正について

省エネ基準適合義務の対象建築物を2,000㎡以上から300㎡以上に拡大

(概要) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が一部改正され、令和3年4月1日から、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の対象が床面積2,000㎡以上の建築物から床面積300㎡以上の建築物に拡大されることに伴い、関連する手数料の考え方が示されたため、県内統一で規定を改めようとするもの。

質疑 どのように周知を行うのか。また、なぜ手数料を県内で統一したのか。

答弁 今回、改定しようとする手数料は、専門的な事務所の業務の中で発生するものであり、対象となる事務所には、議決後に周知することを予定している。また、県内全ての行政庁で同様に手数料条例の改正が行われ、県からも関係機関への周知が行われるため、周知は行き届くものと考えている。

手数料は審査に要する時間を基に算出しており、その審査に要する時間は国から基準が示されている。審査に要する時間は基本的には県内で同じであり、人件費もそれほど変わらないことから、手数料を県内で統一した。